

## 第7回民間資金等活用事業推進委員会議事概要

日 時：平成13年7月27日（金） 13：30～14：30

会 場：中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室

出席者：樋口委員長、西野委員長代理、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員  
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、  
美原専門委員、山下専門委員

事務局：坂政策統括官、竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官

### 議事概要

#### VFMに関するガイドライン（案）について

西野部会長より、これまでのガイドラインの検討経緯について説明があり、合同部会としては、「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」を案のとおりとりまとめることで意見の一致をみた旨報告があった。次いで事務局より資料1、2に基づきガイドライン（案）の内容が説明された。

続いて、同案に関して審議を行った。意見の概要は次のとおり。

- ・今後、ガイドラインのリバイズを行なう際には、極端に詳しくするというより、むしろ1つの基準となっていくということを意識するべき。現在のPFIへの関心の高さは、厳しい財政状況下における有効な社会資本整備の手法であるということと考えるが、財政状況が回復しても当然有効な手法であり、今後、PFIを定着させるという姿勢で議論していくことが必要。
- ・イギリスにおけるVFMも、以前とは大きく変わってきている。イギリスのこうした経験を踏まえると、今後議論していくべき課題として、間接経費の計算方法、国と地方自治体の会計方式のあり方、リスク定量化、割引率の設定、VFMの事後評価が挙げられる。
- ・現場で実際にいろいろな課題が出てきており、それらを踏まえ、なるべく早急に新たな検討を進めていく必要がある。
- ・VFMのガイドラインについては、細部まで議論を尽くしていない点がある。また、入札制度、公物管理の問題等も議論が詰まっておらず、議論を更に進めていくことが必要。
- ・実際にVFMを算定し、PFI事業を進めているケースが出てきているが、リスクの定量化はできていない。原因の1つとして、関連する統計の蓄積がないことが挙げられるが、これを整えるための体制づくり等を是非考えていただきたい。
- ・今回のガイドラインは現行の法制度、税制を前提にした議論によりまとめたもの。基本方針には規制の緩和も含め、PFIにふさわしい仕組みをつくるとの精神も述べられており、今後時間がかかるかもしれないがこの点の議論を是非お願いしたい。
- ・税の問題については、モデル計算をしてみたが、公共が自ら行った場合とPFIとでかなりの違いが見られた。今後何らかの処置が必要かと個人的に考える。また、リスクの定量化は、国全体としても把握が必要なものであり、定量化を進める方向で考えていく

べき。

- ・先般公表された規制改革会議の中間とりまとめでは、保育園や介護施設について、いわゆる公設民営という話が出ている。規制改革会議で提案されているのは、1つはPFIという方法をもっと進めてほしいという話と、もう1つは地方自治法の特則をつくってはどうかということ。まだ中間とりまとめということで、政府の態度ではないが、これを推し進めるということになろうと考えている。

樋口委員長より、VFMに関するガイドラインを案のとおり、とりまとめることが諮られ、了承された。

#### 報告事項

事務局より、資料3に基づき、政府のPFIに関する最近の取組みについて報告。

#### 今後の委員会の進め方について

(事務局) 本委員会として今後の検討課題を整理するに当たり、実際のPFI事業を実施された官民の関係者の方からヒアリングを行い、聴取した具体的、実務的な課題、要望をベースに、今後の検討課題を整理していくこととしたいと考える。

- ・ヒアリングを通じ勉強させていただきたい。また、国の案件が動き始めており、自治体はその動向を注視している。国のプロジェクトは自治体のPFIの考え方に大きな影響を及ぼすことだろうから、ヒアリングと平行して国のPFI案件のフォローアップも並行して進めていただくとありがたい。
- ・ヒアリングを通じ、プライオリティを決めた上で進めていくのも良いが、併せて入札方式の現状の問題点については大変重要な問題であると思われるので、ヒアリングとは別の次元で委員会のテーマとして取り上げていただきたい。

樋口委員長から、今後の進め方については、本日出された意見を勘案した上で、両部会長・事務局を含め検討させていただくとの言があり、了承された。

#### その他

- ・委員それぞれが今後の委員会において議論すべき課題を既に認識しているので、効率的なヒアリングが可能と考えている。また、マーケットにおけるベストプラクティスを正確に委員会が把握するために、差し障りの無い範囲において、協定等の公開を委員会として求めているかどうか。
- ・地方のPFI事業が中央に比べ先行している中で、今後当委員会は望ましい中央のPFI事業をリコメンドできる機能等を持つべきではないかと考えている。事務局であるPFI推進室についてもより恒久的なものに強化していくべきでは。

以上

(速報のため事後修正の可能性があります)

[ 問合せ先 ]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680・9681